

グループホーム やすらぎの家

介護予防認知症対応型共同生活介護事業運営規程

《事業の目的》

第1条 認知症である利用者が、その共同生活を行う住居(グループホーム「やすらぎの家」)において、可能な限り家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事その他の日常生活における援助及び機能訓練を行なうことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。

《運営方針》

- 第2条 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うこととする。
2. 事業者は自らその提供するサービスの質の評価を行なうとともに、定期的に外部の物による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図る。
 3. 事業者は、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たることとする。
 4. 事業者は事業の提供にあたり、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとする。
 5. 事業者は事業の提供にあたり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加できるよう適切な働きかけを行なうこととする。

《事業所の名称等》

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1)名 称 グループホーム やすらぎの家
- (2)所在地 京都市左京区大原井出町 154 番地

《職員の職種、員数、及び職務内容》

第4条 グループホーム「やすらぎの家」 介護予防認知症対応型共同生活介

護事業所(以下、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所という)に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、職員は認知症対応型共同生活介護事業と兼務とする。

(1) 管理者 常勤 1 名

管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるよう総括する。

(2) 計画作成担当者 1 名以上（共同生活住居ごとに配置し、うち 1 人以上は介護支援専門員とする。）

計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じた認知症対応型共同生活介護計画の作成を行う。

(3) 介護従業者 以下のとおりとする（1 名以上は常勤とする。）

日中の時間帯：共同生活住居ごとに、常勤換算方法で 4 人以上配置する。

夜勤及び深夜の時間帯：共同生活住居ごとに、常勤 1 人以上配置する。

介護従業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実を図る。

《事業の内容》

第5条 事業内容は 24 時間の介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づいたサービス内容とする。

《通常の事業の実施範囲》

第6条 原則として京都市内とする。

《定員》

第7条 定員は 2 ユニット 18 名とする。

《利用料等》

第2条 サービスを提供する場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。ただし、法定代理受領以外の場合は介護保険報酬額の相当額を徴収する。

2. 送迎費については原則として徴収を行わない。

3. 以下の日常生活費用については、その利用量、利用回数に応じ実費

徴収する。

- (1) 家賃 1ヶ月 86,000 円
 - (2) 食費 1ヶ月 65,000 円
 - (3) 共通経費 1ヶ月 34,000 円（光熱水費を含む）
 - (4) 理美容代 本事業所と契約している理美容業者が規定する額
実費
 - (5) その他 実費
4. 費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
 5. その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者等に説明し同意を得たものに限り徴収する。
 6. その他利用料について支払いが困難な状況が発生した場合は、管理者と協議の上、減額又は免除することができる。

《サービス利用上の留意事項》

第 9 条 利用者側にサービスは介護計画作成担当者が策定した介護予防認知症対応型共同生活介護計画に添って実施することを伝える。又、状態によりサービス内容が異なることも説明しておく。

《非常災害対策》

第10条 非常災害対策については消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に測り、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して次のとおり万全を期する。

- (1)防火管理者は同敷地内事業所職員を充て、火元責任者には事業所介護職員を充てる。
- (2)自主検査については火災危険排除を主眼とした簡易な検査を始業時・就業時に行う。
- (3)非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼するものとし、点検においては防火管理者が立ち会う。
- (4)非常災害用設備は常に有効に保持するよう努めるとともに、法令に定められた基準に適合するように努める。
- (5)火災の発生、地震及びその他の災害が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため、自衛消防隊の編成により、任務の遂行に当るものとする。
- (6)防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

- ①防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)・・・ 年 1 回以上
- ②利用者を含めた総合訓練…………… 年 1 回以上
- 非常災害用設備の使用方法的徹底…………… 随時
- (7)その他必要な災害防止対策についても必要に応じ対処する体制をとる。

《その他運営に関する留意事項》

第 11 条 介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたる従事者は、社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け又、業務体制を整備する。

- 2. 職員は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。その他、利用者及びその家族に関する個人情報に関しては、医療法人社団行陵会が定める「個人情報保護規定」に基づき、適切に取り扱うこととする。
- 3. 職員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるために、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4. 介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当る管理者及び従事者は、利用者の使用する施設、食器その他設備または飲料水について衛生上必要な措置を講じ、管理を適正に行う。又、感染症・食中毒対策についても必要な措置を講ずるものとする。
- 5. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項はグループホーム「やすらぎの家」が定める。

(身体拘束等)

第 12 条 当施設は、原則、利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等やむを得ない場合は、これらを保護するため、施設管理者又は施設長の判断かつ、利用者又は連帯保証人の同意を得た上で、身体拘束その他利用者の行動を一時的に制限することがあります。この場合、施設管理者又は施設長が利用者の心身の状況等、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(虐待の防止に関する事項)

第 13 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

（ハラスメントの防止）

第14条

1 施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動、優越的な関係を背景とした言動その他のハラスメントにより、従業者の就業環境が害されることのないよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 施設は、前項の措置として、ハラスメント防止に関する方針の明確化及び周知、相談窓口の設置、事実関係の確認、被害を受けた従業者への配慮、再発防止、相談者等のプライバシーの保護並びに相談等を理由とする不利益な取扱いの禁止等、必要な体制を整備する。

3 利用者、その家族、身元引受人、来訪者その他の関係者は、施設の従業者及び他の利用者に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 暴行、傷害、物を投げる、唾を吐く等の身体的な攻撃
- (2) 暴言、脅迫、威圧、侮辱、名誉を傷つける言動等の精神的な攻撃
- (3) 必要のない身体への接触、性的な発言その他の性的な嫌がらせ
- (4) 長時間の拘束、居座り、執拗な電話又は面談の要求
- (5) 施設が提供できる介護保健施設サービスの範囲を著しく超える要求
- (6) 従業者個人に対する謝罪、土下座、金品の支払い等の不当な要求
- (7) 従業者又は他の利用者の個人情報等を、無断で撮影、録音、録画又はインターネット上に公開する行為
- (8) その他、社会通念上許容される範囲を超え、従業者又は他の利用者の就業環境若しくは療養環境を害する行為

4 施設は、前項に掲げる行為が発生した場合には、従業者を一人で対応させることなく、事実関係を確認し、記録及び情報共有を行うとともに、必要に応じて家族、主治医、介護支援専門員、行政機関、警察その他の関係機関と連携し、組織的に対応する。

- 5 利用者の認知症その他の疾病又は障害に起因する言動については、一律にハラスメントとして取り扱わず、利用者の心身の状態及び言動の背景を確認し、医療的な評価及び適切なケアを行うものとする。ただし、この場合においても、従業者及び他の利用者の安全確保に必要な措置を講ずる。
- 6 利用者及びその家族等による正当な苦情、意見の申出、説明の求め又はサービス改善の要望については、ハラスメントとして取り扱わず、施設の苦情処理に関する手順に基づき、誠実かつ適切に対応する。

《附則》

この規程は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。